

中華人民共和国両用品目輸出管理条例公布版、意見募集稿比較表(仮訳)

<p>両用品目輸出管理条例(意見募集稿) ※可決版に対応させて条文の配列を変更</p>	<p>両用品目輸出管理条例(公布版) ※赤字:変更ないしは新たに加えられた要素 ※セルの黄色塗りつぶし:新たに設けられた規定</p>
<p>第一章 総則</p>	
<p>第一条 国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行し、両用品目の輸出管理を強化・規範化するため、《中華人民共和国輸出管理法》(以下、輸出管理法と略)に基づき本条例を制定する。</p>	<p>第一条 国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行し、両用品目の輸出管理を強化・規範化するため、《中華人民共和国輸出管理法》(以下、輸出管理法と略)等の法律に基づき、本条例を制定する。</p>
<p>第二条 国は両用品目の輸出管理に対して、本条例を適用する。 本条例に言う輸出管理とは、国が中華人民共和国の国境内から国外に管理品目を移転する、および中華人民共和国の公民・法人と非法人組織が外国の組織や個人に管理品目を提供することに対して、禁止または制限措置を講じることを指す。 本条例に言う両用品目とは、民事用途だけでなく、軍事用途または軍事上の潜在能力の向上にも役立つ、特に大量破壊兵器とその運搬手段の設計・開発・生産または使用に用いることのできる貨物・技術とサービスを指す。</p>	<p>第二条 国は両用品目の輸出管理に対して、本条例を適用する。 本条例に言う両用品目とは、民事用途だけでなく、軍事用途または軍事上の潜在能力の向上にも役立つ、特に大量破壊兵器とその運搬手段の設計・開発・生産または使用に用いることのできる貨物・技術とサービスを指し、関連する技術資料などのデータも含む。 本条例に言う輸出管理とは、国が、両用品目の貿易輸出および対外贈与、展覧、協力、援助とその他の方式で行う移転を含む中華人民共和国の国境内から国外に両用品目を移転する、および中華人民共和国の公民・法人と非法人組織が外国の組織や個人に両用品目を提供することに対して、禁止または制限措置を講じることを指す。</p>
<p>第三条 両用品目の輸出管理業務は総体国家安全観を堅持し、国際平和を守り、安全と発展を統一的に計画し、両用品目の輸出規制管理とサービスを十全にしなければならない。</p>	<p>第三条 両用品目の輸出管理業務は中国共産党の指導を堅持し、総体国家安全観を堅持し、国際平和を守り、高品質な発展と高水準の安全を統一的に計画し、両用品目の輸出規制管理とサービスを完全なものとし、両用品目の輸出管理ガバナンス能力を向上させなければならない。 両用品目の輸出とその関連活動は、法律、行政法規と国の関連規定を遵守し、国の安全と利益を損なってはならない。</p>
<p>第五条 国務院の商務主管部門は両用品目の輸出管理業務の責任を負う。国務院のその他の関係部門は職責分業に基づいて関連業務の責任を負う。 国家輸出管理業務調整機構は両用品目輸出管理業務の重大事項の統一的計画・調整の責任を負う。国務院の商務主管部門と国務院の関係部門は密接に協力し、情報共有を強化しなければならない。 省・自治区・直轄市の人民政府商務主管部門は許可の受理、監督検査や調査等の両用品目輸出管理関連業務の実施に協力する。</p>	<p>第四条 国家輸出管理業務調整機構は両用品目輸出管理業務を組織・指導し、両用品目輸出管理に関する重大事項を統一的計画・調整することに責任を負う。国務院の商務主管部門は両用品目の輸出管理業務の責任を負い、国のその他の関係部門は職責分業に基づいて両用品目輸出管理関連業務の責任を負う。国務院の商務主管部門と国のその他の関係部門は密接に協力し、情報共有を強化しなければならない。 省・自治区・直轄市の人民政府商務主管部門は国務院の商務主管部門の委託を受けて、両用品目輸出管理関連業務を行う。</p>
<p>第六条 国務院の商務主管部門は関係部門と共同で両用品目輸出管理の専門家諮問機構を構築し、両用品目輸出管理の法律・法規・規則や政策の策定と調整、管理リストの策定と調整、品目の特定、輸出申請の審査等の事項に助言的意見を提供する。 両用品目輸出管理専門家諮問機構は関連分野の専門家から構成されなければならない。専門家は助言的意見の作成において客観的、公正、厳格の原則に従わなければならない。</p>	<p>第五条 国務院の商務主管部門は国の関係部門と共同で両用品目輸出管理の専門家諮問機構を構築し、両用品目輸出管理業務に助言的意見を提供する。専門家は国の安全と利益を守り、客観的、公正、科学的、厳密に助言的意見を提供し、諮問において知り得た国家秘密、業務秘密、商業秘密と個人のプライバシー、個人情報等に対して法に基づいて守秘義務を負う。</p>

中華人民共和国両用品目輸出管理条例公布版、意見募集稿比較表(仮訳)

<p>第七条 国務院の商務主管部門は両用品目輸出管理のガイドラインを適時に策定・調整および公布し、輸出者が両用品目輸出管理の内部コンプライアンス制度を構築・整備し、経営を規範化するよう指導する。輸出者が両用品目輸出管理の内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運用状況が良好である場合、国務院の商務主管部門はその関連両用品目の輸出に対して包括許可等の便宜措置を与えることができる。</p> <p>両用品目の輸出に代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォームや金融等のサービスを提供する事業者は、相応の輸出管理コンプライアンス制度を構築することができる。</p> <p>国務院の商務主管部門は企業の両用品目輸出管理内部コンプライアンスの運用状況に対する評価を計画・実施することができる。</p>	<p>第六条 国務院の商務主管部門は両用品目管理のコンプライアンスガイドラインを作成・公布し、輸出者および輸出者に貨物輸送、第三者電子商取引プラットフォームや金融等のサービスを提供する事業者が両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度を構築・整備し、法に基づいて経営を規範化するよう奨励・指導する。</p>
<p>第九条 国務院の商務主管部門、外交主管部門はその他の関係部門と共同で両用品目輸出管理の国際協力を強化し、輸出管理に関わる国際規定の策定に参加する。</p> <p>国務院の商務主管部門は締結または参加した国際条約に基づいて、または平等互恵の原則に照らして、その他の国または地域、国際組織等と輸出管理の協力と交流を実施する。国務院のその他の関係部門は職責分業に基づいて輸出管理の協力と交流を実施する。</p>	<p>第七条 国務院の商務・外交主管部門は国のその他の関係部門と共同で両用品目輸出管理の国際協力を強化し、輸出管理に関わる国際規定の策定に参加する。</p> <p>国務院の商務主管部門は締結または参加した条約・協定に基づいて、または平等互恵の原則に照らして、その他の国や地域、国際組織等と両用品目輸出管理の協力と交流を実施する。国のその他の関係部門は職責分業に基づいて両用品目輸出管理に関わる協力と交流を実施する。</p>
<p>第八条 両用品目の輸出者、関連組織や個人は法により関連する商会・協会等の業界自主規制団体を設立し、これに参加することができる。</p> <p>関連する商会、協会等の業界自主規制団体は法律・行政法規の規定を遵守し、規約に従ってその成員に輸出管理に関連するサービスを提供し、その成員が内部コンプライアンスの構築を強化するよう指導し、調整と自主規制の役割を果たさなければならない。</p>	<p>第八条 関連する商会、協会等の業界自主規制団体は法律法規やの規約の規定に基づいて、その成員に両用品目輸出管理に関連する情報相談、広報・研修等のサービスを提供し、業界の自主規制を強化しなければならない。</p>
<p>第二章 管理政策</p>	
<p>第十一条 国務院の商務主管部門は関係部門と共同で両用品目の輸出管理政策を策定・調整し、そのうち重大な政策は国務院に報告し許可を求める、または国務院・中央軍事委員会に報告し許可を求めなければならない。</p>	<p>第九条 国務院の商務主管部門は国の関係部門と共同で両用品目の輸出管理政策を策定・調整し、そのうち重大な政策は国務院に報告し許可を求める、または国務院・中央軍事委員会に報告し許可を求めなければならない。</p>
<p>第十二条 国務院の商務主管部門は外交主管部門等の関係部門と共同で、両用品目の仕向国や地域に対して評価を行い、リスク等級を確定し、相応の管理措置を講じる。</p> <p>評価の考慮要因には以下の者が含まれる：</p> <p>(一) 国の安全と利益に対する影響；</p> <p>(二) 我が国が加盟する国際条約や国際連合安全保障理事会決議等で定める国際義務を履行する必要性；</p> <p>(三) 外交政策の必要性；</p> <p>(四) 輸出管理分野で我が国と実施する協力の状況；</p>	<p>第十条 国務院の商務主管部門は外交、海関(税関)等の国の関係部門と共同で、以下の要素を踏まえて両用品目の仕向国や地域に対して評価を行い、リスク等級を確定し、相応の管理措置を講じることができる。</p> <p>(一) 国の安全と利益に対する影響；</p> <p>(二) 拡散防止等の国際義務を履行する必要性；</p> <p>(三) 我が国が締結または参加する条約・協定を履行する必要性；</p> <p>(四) 国際連合安全保障理事会が採択した拘束力のある関連決議や措置等を執行する必要性；</p> <p>(五) その他の考慮しなければならない要因。</p>

中華人民共和國両用品目輸出管理条例公布版、意見募集稿比較表(仮訳)

<p>第十三条 國務院の商務主管部門は輸出管理法と本条例の規定により、両用品目の輸出管理政策に基づき、規定の手續きに従って関係部門と共同で両用品目輸出管理リストを策定・調整し、適時に公布する。リストの品目に管理番号を設定する。 両用品目輸出管理リストの策定と調整は適切な方式で意見を募集し、必要な産業の調査と評価を実施し、以下の要因を考慮しなければならない： (一) 国の安全と利益に対する影響； (二) 拡散防止等の国際義務の履行に対する影響。</p>	<p>第十一条 國務院の商務主管部門は輸出管理法と本条例の規定により、両用品目の輸出管理政策に基づき、規定の手續きに従って国の関係部門と共同で両用品目輸出管理リストを策定・調整し、適時に公布する。 両用品目輸出管理リストの策定と調整は適切な方式で関係する企業、商会、協会等の方面から意見を募集し、必要に応じて産業の調査と評価を行うことができる。</p>
<p>第十四条 國務院の商務主管部門は関係部門と共同で臨時管理を実施する際、臨時管理を実施する品目と期限を公告しなければならない。臨時管理の実施期限は二年を超えないものとする。 臨時管理の実施期限が満了する前に、國務院の商務主管部門は適時に評価を行い、かつ評価の結果に基づいてそれぞれ処理を行わなければならない： (一) 管理を実施する条件を満たさなくなった場合、臨時管理措置を取り消す公告を公布しなければならない； (二) 管理を実施する条件を依然として満たしているが、両用品目輸出管理リストに加えるにはまだ適切ではない場合、臨時管理措置を延長する公告を公布しなければならず、延長期限は二年を超えてはならない； (三) 両用品目輸出管理リストに加えることが適切な場合、臨時管理品目を両用品目輸出管理リストに加えなければならない。</p>	<p>第十二条 国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行する必要に基づいて、國務院の承認、または國務院・中央軍事委員会の承認を得て、國務院の商務主管部門は両用品目輸出管理リスト以外の貨物、技術とサービスに対して臨時管理を実施し、公告することができる。臨時管理の実施期間は1回につき2年を超えないものとする。臨時管理の実施期間が満了する前に適時に評価を行い、評価の結果に基づいて以下の決定を下さなければならない。 (一) 管理を実施する必要がなくなった場合、臨時管理を解除する； (二) 管理の実施を継続する必要があるが、両用品目輸出管理リストに加えるのは適切ではない場合、臨時管理を延長するが、臨時管理の延長は2回を超えないものとする； (三) 管理を長期に実施する必要がある場合、両用品目輸出管理リストに加える。</p>
<p>第十五条 国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行する必要に基づいて、國務院または國務院・中央軍事委員会の承認を得て、國務院の商務主管部門は関係部門と共同で関連両用品目の輸出を禁止する、または関連両用品目を特定の仕向国・地域および特定の組織・個人に輸出することを禁止し、公告することができる。</p>	<p>第十三条 国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行する必要に基づいて、國務院の承認、または國務院・中央軍事委員会の承認を得て、國務院の商務主管部門は関係部門と共同で特定の両用品目の輸出を禁止する、または特定の両用品目を特定の仕向国や地域、特定の組織や個人に輸出することを禁止することができる。</p>
	<p>第三章 管理措置 第一節 両用品目の輸出許可</p>
<p>第十六条(第一項) 国は両用品目輸出管理リスト中の両用品目と臨時管理両用品目の輸出に対して許可制度を実行する。</p> <p>第三十七条 輸出者は輸出管理法、本条例の規定および両用品目輸出管理リストに基づいて、輸出通関前に輸出しようとする貨物、技術とサービスが管理の範囲に該当するか否かを識別しなければならず、確実に識別できない場合、國務院の商務主管部門に問い合わせることができる。國務院の商務主管部門は速やかに回答しなければならず、必要な場合には専門家の審議を実施することができる。</p>	<p>第十四条 国は両用品目の輸出に対して許可制度を実行する。 両用品目輸出管理リストに掲載されている両用品目または臨時管理を実施する両用品目を輸出する際、輸出者は國務院の商務主管部門に許可を申請しなければならない。 関連する貨物、技術とサービスに輸出管理法第12条第3項に規定する状況があった場合、輸出者は輸出管理法と本条例の規定に基づいて國務院の商務主管部門に許可を申請しなければならない。法律、行政法規、軍事法規で別途規定がある場合は、その規定に従う。 輸出者は輸出しようとする貨物、技術とサービスの性能指標、主要用途等を理解し、それが両用品目に該当するか否かを確定しなければならない；確定できない場合、國務院の商務主管部門に問い合わせることができ、國務院の商務主管部門は速やかに回答しなければならない。輸出者が問い合わせる場合、同時に輸出しようとする貨物、技術とサービスの性能指標、主要用途および両用品目に該当するか否かを確定できない理由を提供しなければならない。</p>

中華人民共和國兩用品目輸出管理條例公布版、意見募集稿比較表（仮訳）

<p>第十六条(第二項) 個別許可では輸出者が許可証の有効期限内に一人のエンドユーザーに、一つの両用品目を一回輸出するのを許可する。包括許可では輸出者が許可証に明記された範囲と有効期間内に、複数のエンドユーザーに複数の両用品目を複数回輸出するのを許可する。</p> <p>第十九条 両用品目の輸出個別許可の有効期間は一般に一年を超えず、包括許可の有効期間は二年を超えない。</p>	<p>第十五条 両用品目の輸出は輸出管理法と本条例の規定に基づいて個別許可、包括許可を取得する、または登録・情報記入方式で輸出証明書を取得しなければならない。 個別許可は輸出者が輸出許可証に明記された範囲、条件と有効期間内に、単一のエンドユーザーに特定の両用品目を一回輸出するのを許可する。個別許可の有効期間は1年を超えないものとし、有効期間内に輸出を完了したならば、輸出許可証は自動的に失効する。 包括許可は輸出者が輸出許可証に明記された範囲、条件と有効期間内に、単一または複数のエンドユーザーに特定の両用品目を複数回輸出するのを許可する。包括許可の有効期間は3年を超えないものとする。 登録・情報記入方式で輸出証明書を取得した場合、輸出者は毎回特定の両用品目を輸出する前に国務院の商務主管部門で登録手続を行い、規定に基づいて関連情報をありのままに記入して輸出証明書を取得した後、輸出証明書に基づいて自ら輸出しなければならない。</p>
<p>第二十条 両用品目の輸出許可を申請する場合、国務院の商務主管部門に申請書を提出し、両用品目輸出申請表をありのままに記入し、かつ以下の文書を提出しなければならない： （一）両用品目の輸出契約書または協議書の副本； （二）両用品目の技術説明または検査報告； （三）エンドユーザーと最終用途証明書； （四）輸入業者とエンドユーザーの状況説明； （五）申請者の法定代表人、主要経営陣および担当者の身分証明； （六）国務院の商務主管部門が提出を求めるその他の文書。</p> <p>第二十三条 以下の条件を満たす輸出者は、両用品目の輸出包括許可を申請することができる： （一）両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運用状況が良好である； （二）両用品目の輸出業務に二年以上（二年を含む）従事し、かつ両用品目輸出許可を複数回取得している； （三）販売ルートとエンドユーザーが比較的固定している； （四）国務院の商務主管部門が規定するその他の条件。 輸出者は包括許可を申請する際、国務院の商務主管部門に以上の条件を満たすことを証明する資料を提出しなければならない。</p>	<p>第十六条 輸出者が個別許可を申請する際、書面方式またはデータ・電報方式で国務院の商務主管部門に申請書を提出し、両用品目輸出申請表をありのままに記入し、かつ以下の資料を提出しなければならない。 （一）申請者の法定代表人、主要経営陣および担当者の身分証明； （二）両用品目の輸出に関わる契約書、協議書の副本またはその他の証明文書； （三）両用品目の技術説明または検査報告； （四）両用品目のエンドユーザーと最終用途証明書； （五）国務院の商務主管部門が提出を求めるその他の資料。 輸出者が両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運用状況が良好で、関連する両用品目輸出記録と比較的固定した輸出ルートとエンドユーザーを持っている場合、国務院の商務主管部門に包括許可を申請することができる。包括許可の申請は、前項に規定した資料の他に、さらに以下の資料を提出しなければならない。 （一）両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度の運用状況の説明； （二）両用品目輸出許可証の申請・受領と使用状況の説明； （三）両用品目の輸出ルートとエンドユーザーの関連状況の説明。</p>

中華人民共和国両用品目輸出管理条例公布版、意見募集稿比較表(仮訳)

<p>第十七条 国務院の商務主管部門は輸出管理法に基づき、単独または関係部門と共同で両用品目の輸出申請の審査を行い、許可または不許可の決定を下す。許可の決定を下した場合、国務院の商務主管部門が統一的に公布する。不許可の決定を下した場合、適時に申請者に告知し、かつ理由を説明しなければならない。</p> <p>第十八条 国務院の商務主管部門は許可申請を受理した日から、45営業日以内に許可または不許可の決定を下さなければならない。45営業日以内に決定できない場合、国務院の商務主管部門の責任者の承認を得て、10営業日延長することができ、かつ期限延長の理由を申請者に告知しなければならない。 国の安全と利益、外交政策に重大な影響を及ぼす両用品目の輸出に対して、国務院の商務主管部門は国務院に報告して許可を求める、または国務院・中央軍事委員会に報告して許可を求めた後に決定を下すことができる;報告して許可を求めるのに必要な時間は第一項で規定する期限に算入しない。 国務院の商務主管部門が輸出申請について専門家の審議を実施する必要がある場合、必要な時間は第一項で規定する期限に算入しない。</p>	<p>第十七条 国務院の商務主管部門は両用品目の輸出許可申請を受理した日から、単独または国の関係部門と共同で輸出管理法と本条例の規定に基づいて輸出許可申請の審査を行い、45営業日以内に許可または不許可の決定を下さなければならない。許可を与えた場合、国務院の商務主管部門が輸出許可証を交付する;許可を与えなかった場合、書面で申請者に告知しなければならない。 国の安全と利益、外交政策に重大な影響を及ぼす両用品目の輸出に対して、国務院の商務主管部門は国の関係部門と共同で国務院に報告して許可を求める、または国務院・中央軍事委員会に報告して許可を求めなければならない。国務院に報告して許可を求める、または国務院・中央軍事委員会に報告して許可を求めなければならない場合、前項に規定した輸出許可審査の期限の制限を受けない。 国務院の商務主管部門が輸出許可申請に対して行う審査において、法に基づいて鑑定を実施し、専門家に意見を求める、あるいは輸出者、エンドユーザーに対して実地検証を行う場合、必要な時間は第一項で規定する輸出許可審査の期限に算入しない。</p>
<p>第二十四条 包括許可を取得した輸出者は国務院の商務主管部門に許可証の使用状況を定期的に報告し、かつ検査を受けなければならない。</p> <p>第二十一条 すでに受け取った両用品目輸出許可証を変更する必要がある場合、輸出者は国務院の商務主管部門に申請書を提出することができ、国務院の商務主管部門は審査後に変更の許可、または変更不許可の決定を下す。</p> <p>第二十二条 国務院の商務主管部門は両用品目の輸出活動に以下のリスクがあることを発見した場合、有効期間内の関連する許可を撤回し、かつ適時に輸出者に通知しなければならない。 (一)国の安全と利益を脅かす; (二)大量破壊兵器とその運搬手段の設計・開発・生産また使用に用いられる; (三)テロ目的に使用される。</p>	<p>第十八条 輸出者は輸出許可証に明記された範囲、条件と有効期間に基づいて両用品目を輸出し、かつ実際の輸出、到着、設置、使用等の状況を報告しなければならない。 輸出許可証の有効期間内に、輸出者が両用品目の種類、仕向国や地域、エンドユーザー、最終用途等の重要要素を変更する必要がある場合、本条例の規定に基づいて両用品目の輸出許可を再申請し、もとの輸出許可証を返却し、輸出を一次停止しなければならない。 輸出許可証の有効期間内に、輸出者が両用品目の輸出に関わるその他の重要でない要素を変更する必要がある場合、国務院の商務主管部門に両用品目輸出許可の変更申請を提出し、関連する証明資料をありのままに提出し、輸出許可証の使用を一時停止しなければならない。国務院の商務主管部門は変更申請を受理した日から20営業日以内に変更を許可するか否かの決定を下し、かつ書面で輸出者に告知しなければならない。変更を許可する場合、新しい輸出許可証を交付し、もとの輸出許可証を取り消す;変更を許可しない場合、輸出者はもとの輸出許可証に明記された範囲、条件と有効期間に基づいて両用品目を輸出しなければならない。 国務院の商務主管部門は両用品目の輸出許可を与える際に根拠とした輸出管理法第十三条に規定する要素に重大な変更があったことを発見した場合、輸出者に輸出許可証の使用を一時停止するよう通知しなければならない。検証の結果、関連する変更が国の安全と利益、拡散防止等の国際義務の履行に重大なリスクをもたらす可能性がある場合、法に基づいて撤回、取消または輸出者に関連する両用品目の輸出許可の変更を申請するよう要求しなければならない;前述のリスクがなかった場合、輸出者に関連する輸出許可証の使用を再開することを速やかに通知しなければならない。</p>

中華人民共和国両用品目輸出管理条例公布版、意見募集稿比較表(仮訳)

<p>第二十五条 以下の状況における両用品目の輸出は、許可証の申請を免除することができる： (一) 入国して点検修理、試験または検査を行った後に合理的な期間内にもとの輸出地に再び返送する； (二) 中華人民共和国国内で開催される展覧会に参加し、展覧会終了後、速やかにもとの状態でもとの輸出地に再び返送する； (三) 民間航空機部品を国外で補修する； (四) 国務院の商務主管部門が規定するその他の状況。 輸出者は輸出が上記の状況と一致すると判断した場合、輸出前に国務院の商務主管部門に登録しなければならない。輸出者は輸出が上述の状況に一致しなくなったことを知っている、または知っていたはずである場合、輸出を中止しなければならない；輸出を継続する場合、国務院の商務主管部門に許可を申請しなければならない。国務院の商務主管部門は前項の輸出者に速やかに輸出を停止するよう要求し、輸出者に通知することができる。 許可証の申請免除の具体的な方法は国務院の商務主管部門が規定する。</p>	<p>第十九条 特定の両用品目の輸出が以下のいずれかの状況に該当する場合、国務院の商務主管部門は輸出者が毎回輸出する前に登録・情報記入方式で輸出証明書を取得した後、自ら輸出することを許可する： (一) 国内で点検修理、試験または検査を行った後に合理的な期間内にもとの輸出地のもとのエンドユーザーに再び輸送する； (二) 国外で点検修理、試験または検査を行った後に合理的な期間内に再び国内に輸送する； (三) 中華人民共和国国内で開催される展覧会に参加し、展覧会終了後、速やかにもとの状態でもとの輸出地に再び輸送する； (四) 中華人民共和国国外で開催される展覧会に参加し、展覧会終了後、速やかに元の状態で再び国内に輸送する； (五) 民間航空機部品の国外補修；備品・スペアパーツの輸出； (六) 国務院の商務主管部門が規定するその他の状況。 前項で規定した特定の両用品目の輸出要素に変更が生じた場合、輸出者は改めて登録・情報記入を行い、新たな輸出証明書を取得する、または本条例第十六条の規定に基づいて個別許可または包括許可を申請しなければならない。 輸出者は輸出が本条第一項に規定した状況に一致しなくなったことを知っている、または知っていたはずである場合、または国務院の商務主管部門の通知を受けていた場合、速やかに輸出を停止し国務院の商務主管部門に報告しなければならない。</p>
<p>第二十六条 以下の状況には包括許可または許可証申請免除は適用されない： (一) 輸出者が五年以内に輸出管理の違法行為により刑事または行政罰を受けたことがある； (二) 輸出者が一年以内の関連活動または行為において両用品目輸出管理の違法リスクが存在したことにより、商務主管部門から監督管理談話を受けた、または警告書を受け取った； (三) 国務院の商務主管部門が規定するその他の状況。</p>	<p>第二十条 輸出者に以下のいずれかの状況が合った場合、包括許可または登録・情報記入方式による輸出証明書の取得を申請できない。 (一) 団体が両用品目の輸出管理違法行為によって刑事処罰を受けたことがある、またはその団体の両用品目の輸出に関わる直接責任を負う管理者とその他の直接責任者が両用品目の輸出管理違法行為により刑事処罰を受けたことがある； (二) 5年以内に両用品目の輸出違法行為によって行政処罰を受け、かつ状況が深刻である； (三) 本条例第二十八条に規定する管理リストに掲載されている国外の組織や個人が中華人民共和国国内に設立した単独出資企業、代表機構、分岐機構に該当する； (四) 国務院の商務主管部門が規定するその他の状況。 すでに包括許可を取得している、または登録・情報記入方式で輸出証明書を取得している輸出者に前項に規定する状況が生じた場合、国務院の商務主管部門はその輸出者が取得した輸出許可証を取り消さなければならない；輸出を継続する必要がある場合、輸出者は本条例第十六条第一項の規定に基づいて個別許可を申請しなければならない。</p>
<p>第三十五条 輸出貨物の荷主または通関代行業者は両用品目を輸出する際、海関(税関)に国務院の商務主管部門が公布した両用品目輸出許可証を提出して審査を受け、かつ国の関連規定に基づいて輸出通関手続を行わなければならない。 前項に規定した輸出許可証を提供できない場合、海関(税関)は通関を許可しない。</p>	<p>第二十一条 輸出貨物の荷主または通関代行業者は両用品目を輸出する際、海関(税関)に国務院の商務主管部門が交付した輸出許可証を提出して審査を受け、かつ国の関連規定に基づいて輸出通関手続を行わなければならない；輸出許可証を提供できない場合、海関(税関)は通関を許可しない。</p>

中華人民共和国両用品目輸出管理条例公布版、意見募集稿比較表(仮訳)

<p>第三十八条 輸出貨物の荷主が輸出通関の際、国務院の商務主管部門が公布した許可証を海関(税関)に提出して審査を受けておらず、輸出貨物が両用品目の輸出管理の範囲に属す可能性のあることを示す証拠を海関(海関)が持っている場合、質疑を行わなければならない。 輸出貨物の荷主または通関代行業者が海関(税関)に本条例第三十七条の規定に基づいて取得した回答意見を提供する、またはその他の資料を提供し、輸出しようとする貨物が両用品目の輸出管理の範囲に属さないことを証明した場合、海関(税関)は確認後、規定に基づいて輸出手続を行う。 質疑を行っている期間、海関(税関)は国務院の商務主管部門に鑑定を行うよう提起することができる。鑑定の結論に基づいて、輸出しようとする貨物が両用品目の輸出管理の範囲に属さない場合、海関(税関)は法により通関を許可する;管理範囲に属す場合、海関(税関)は法に基づいて処理する。質疑または鑑別の期間、海関(税関)は輸出貨物の通関を許可しない。 輸出貨物の荷主または通関代行業者が許可証申請免除の登記を保持して輸出通関する際、海関(税関)は国務院の商務主管部門の通知を得ている、または実際の輸出状況が登記情報と一致しない可能性のあることを示す証拠を持っている場合、通関を許可せず、かつ法に従って処理しなければならない。</p>	<p>第二十二条 輸出貨物の荷主が国務院の商務主管部門の交付した許可証を海関(税関)に提出していない、またはありのままに提出して審査を受けておらず、輸出貨物が両用品目の輸出管理の範囲に属す可能性のあることを示す証拠を海関(海関)が持っている場合、輸出貨物の荷主に質疑を行い、輸出貨物の荷主は海関(海関)に輸出貨物の契約書、性能指標、主要用途等の証明資料を提供しなければならない。 質疑を行っている期間、海関(税関)は国務院の商務主管部門に鑑定を行うよう提起し、国務院の商務主管部門が作成した鑑定の結論に基づいて法に従って処理することができる。質疑、鑑定の期間、海関(税関)は輸出貨物の通関を許可しない。 輸出貨物に本条例第十四条第三項、第十八条第四項、第二十五条に規定する状況があり、国務院の商務主管部門が関連状況を知り得た場合、速やかに海関(税関)に通知しなければならない;海関(税関)が国務院の商務主管部門の通知を受けとった際、輸出貨物がすでに税関に輸出申告されているがまだ通関していない場合、通関を許可せず、かつ法に従って処理しなければならない。</p>
<p>第三十四条 国務院の商務主管部門は関係部門と共同で両用品目のエンドユーザーと最終用途の管理制度を構築し、両用品目のエンドユーザーと最終用途に対して評価、検証を行い、エンドユーザーと最終用途の管理を強化することができる。</p>	<p>第二節 エンドユーザーと最終用途の管理 第二十三条 国務院の商務主管部門は両用品目のエンドユーザーと最終用途のリスク管理制度を構築し、両用品目のエンドユーザーと最終用途に対して評価、検証を行い、エンドユーザーと最終用途の管理を強化する。</p>
<p>第二十八条(第一項) 輸出者が輸出許可を申請する際、エンドユーザーが作成したエンドユーザーと最終用途証明書を提出しなければならない。国務院の商務主管部門は必要に基づいて、さらに輸出者にエンドユーザーが所在する国または地域の政府機関が発行したエンドユーザーと最終用途証明書を提出するよう要求することができる。 第二十九条 両用品目のエンドユーザーは国務院の商務主管部門の要求に基づいて、エンドユーザーと最終用途証明書の中で誓約しなければならない。国務院の商務主管部門の許可なく、関連管理品目の最終用途を無断で変更する、またはいかなる第三者にも譲渡してはならない。</p>	<p>第二十四条 輸出者が両用品目の輸出許可を申請する際、エンドユーザーが作成したエンドユーザーと最終用途証明書を提出しなければならない。国務院の商務主管部門は輸出者に同時にエンドユーザーが所在する国または地域の政府機関が発行したエンドユーザーと最終用途証明書を提出するよう要求することができる。 両用品目のエンドユーザーは国務院の商務主管部門の要求に基づいて誓約しなければならず、国務院の商務主管部門の許可なく、両用品目の最終用途を無断で変更する、またはいかなる第三者にも譲渡してはならない。</p>
<p>第二十八条(第二項) 輸出者はエンドユーザーと最終用途証明書に偽造、期限切れ、または詐欺、賄賂等の不正な手段で取得した等の問題のあることを発見した場合、速やかに国務院の商務主管部門に報告し、かつ国務院の商務主管部門が関連事項に対して行う検証に協力しなければならない。 第三十条 すでに輸出した両用品目がエンドユーザーと最終用途を確かに変更する必要がある場合、国務院の商務主管部門の承認を得て、その後許可範囲内で変更しなければならない。エンドユーザー、輸入業者はもとの国内の輸出者に国務院の商務主管部門に申請書の提出を委託することができる。 輸出者、輸入業者は関連する両用品目のエンドユーザーまたは最終用途がすでに変更されている、または変更される可能性のあることを発見した場合、速やかに国務院の商務主管部門に報告しなければならない。まだ輸出していない、または一部をまだ輸出していない場合、速やかに輸出を中止しなければならない。</p>	<p>第二十五条 輸出者、輸入業者が両用品目の輸出に以下の状況あることを発見した場合、速やかに輸出を停止し、国務院の商務主管部門に報告しかつ検証に協力しなければならない;国務院の商務主管部門は本条例第十八条の規定に基づいて処理する: (一)両用品目のエンドユーザー、最終用途がすでに変更されている、または変更される可能性がある; (二)エンドユーザーと最終用途証明書に偽造、変造、失効等の状況がある; (三)詐欺、賄賂等の不正な手段で両用品目のエンドユーザーと最終用途証明書を取得した。</p>

中華人民共和國両用品目輸出管理条例公布版、意見募集稿比較表(仮訳)

	<p>第二十六条 国务院の商務主管部門が法に基づいて両用品目のエンドユーザーと最終用途の検証を行い、関係する組織と個人は協力しなければならない。輸入業者、エンドユーザーが規定した期限内に検証に協力せず、関連する証明資料を提出しなかったことで、両用品目のエンドユーザー、最終用途を確認できなくなった場合、国务院の商務主管部門は関係する輸入業者、エンドユーザーを注視リストに加える。 輸出者が注視リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーに両用品目を輸出する際、包括許可または登録・情報記入方式による輸出証明書の取得を申請してはならない；個別許可を申請する際、注視リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーのリスク評価報告を提出し、かつ輸出管理の法律法規と関連する要求の遵守を誓約しなければならない。許可審査の期間は本条例第十七条第一項に規定する期限の制限を受けない。 本条例第一項に規定する輸入業者、エンドユーザーが検証に協力し、確認の結果、無断で最終用途を変更した、無断で第三者に譲渡した等の状況がなかった場合、国务院の商務主管部門はこれを注視リストから削除することができる。</p>
<p>第三十九条 輸出者は両用品目の輸出に関わる許可申請文書の副本と許可証の副本、証明書、協議書、会計帳簿、業務の書簡・電報等の文書、資料を適切に保存し、保存期間は五年以上としなければならない。国务院の商務主管部門は関連する資料に対して調査や複製を行う権限を持つ。</p>	<p>第二十七条 輸出者は両用品目の輸出に関わるエンドユーザーと最終用途証明書および契約書、送り状、帳簿、証票、業務書簡・電報等の関連資料を適切に保存し、保存期間は五年以上としなければならない。法律・行政法規で別途規定があるものは、その規定に従う。</p>
第三節 管理リスト	
<p>第三十一条(第一項) 国务院の商務主管部門の調査を通じて、輸入業者、エンドユーザーに輸出管理法第二十八条第一項に規定する状況があった場合、国务院の商務主管部門はこれを管理リストに加える。</p>	<p>第二十八条 国务院の商務主管部門は職権により、または関係方面からの提案、通報に基づいて、以下のいずれかの状況にある輸入業者、エンドユーザーを管理リストに加えることを決定することができる。 (一)エンドユーザーまたは最終用途の管理要求に違反している； (二)国の安全と利益を脅かす可能性がある； (三)両用品目をテロ目的で使用している。 輸入業者、エンドユーザーが以下のいずれかの状況にあり、国の安全と利益を脅かす場合、前項の規定に基づいて執行する： (一)両用品目を大量破壊兵器とその運搬手段の設計・開発・生産または使用に用いる； (二)国の関係部門が法に基づいて関連取引、協力を禁止または制限する等の措置を講じている。 本条例第二十六条の規定に基づいて注視リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーに本条第一項、第二項に規定する状況がある場合、国务院の商務主管部門はこれを管理リストに加え、同時に注視リストから削除することができる。</p>

中華人民共和国両用品目輸出管理条例公布版、意見募集稿比較表(仮訳)

<p>第三十一条(第二項) 國務院の商務主管部門は管理リスト内の輸入業者とエンドユーザーに対して、その両用品目輸出に以下の措置を講じることができる： (一)すべてまたは一部の輸出を禁止する； (二)関連する許可申請を承認しない； (三)すでに公布した関連する輸出許可証を撤回する； (四)完了していない関連する輸出を中止するよう命じる； (五)その他の必要な措置。</p> <p>第三十二条 輸出者は規定に違反して管理リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーと取引を行ってはならない。輸出者は特殊な状況下で管理リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーと両用品目の取引を確かに行う必要がある場合、國務院の商務主管部門に申請することができる。 管理リスト内の輸入業者とエンドユーザーが関わる関連する輸出に対して包括許可、許可証申請免除等の許可便宜措置は適用されない。</p>	<p>第二十九条 國務院の商務主管部門は情状の程度と具体的状況に基づいて、管理リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーに対して以下の1つまたは複数の措置を講じることができる： (一) 関連する両用品目の取引を禁止する； (二) 関連する両用品目の取引を制限する； (三) 関連する両用品目の輸出を中止するよう命じる； (四) その他の必要な措置。 輸出者は規定に違反して管理リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーと関連する両用品目の取引を行ってはならない。特殊な状況下で関連する取引を行う必要がある場合、輸出者は國務院の商務主管部門に申請書を提出し、許可を得た後に当該輸入業者、エンドユーザーと相応の取引を行い、要求に基づいて報告を行うことができる。</p>
<p>第三十三条 管理リストに掲載された輸入業者とエンドユーザーが、國務院の商務主管部門に関連する誓約を行いかつすべてを履行し、またはその他の措置を講じて、管理リストに掲載される状況がなくなった場合、國務院の商務主管部門は申請または職権により、実際の状況に基づいて管理リストから削除する決定を下すことができる。</p>	<p>第三十条 管理リストに掲載された輸入業者とエンドユーザーが、國務院の商務主管部門の調査に協力し、関連する事実をありのままに述べ、違法行為を停止し、積極的に措置を講じ、有害な結果を除去し、要求に基づいて誓約を行いかつ履行し、本条例第二十八条に規定する状況がなくなった場合、國務院の商務主管部門に管理リストからの削除を申請することができる。國務院の商務主管部門は実際の状況に基づいて、これを管理リストから削除する決定を下すことができる。</p>
<p>第四章 監督検査</p>	
<p>第四十一条 國務院の商務主管部門は外交、国家安全、海関(税関)等の部門と共同で部門を跨ぐ両用品目輸出管理法執行調整機構を構築し、関係部門・地方を統一的に組織、指導・調整し、両用品目輸出管理の法律・法規に違反する疑いのある行為に対して行う監視・早期警戒、リスク評価や調査・処分を含む両用品目輸出管理法執行業務を実施し、法執行に関わる情報の収集・分析・使用・交流を強化し、法に従って案件の移送を行う。</p> <p>第四十条 國務院の商務主管部門は法に基づいて両用品目の輸出活動に対して監督検査を行う。輸出管理法と本条例の規定に違反する疑いのある行為に対して、國務院の商務主管部門は輸出管理法第二十八条第二項に基づいて調査を行うことができる。</p>	<p>第三十一条 国は両用品目輸出管理の法執行協力制度を構築・整備し、全過程の監督管理を強化し、両用品目の輸出違法行為を適時に発見、阻止、調査・処分する。 國務院の商務主管部門は法に基づいて両用品目の輸出活動に対して監督・法執行を行う。</p>
<p>第四十二条(第二項) 國務院の商務主管部門は単独または関係部門と共同で、法に基づいて両用品目の輸出管理監督検査と調査業務を実施し、関係する組織と個人は協力し、拒否・妨害してはならない。</p>	<p>第三十二条 國務院の商務主管部門は単独または関係部門と共同で法に基づいて両用品目の輸出活動に対する監督検査と違法の疑いのある行為に対して調査を行い、関連する組織と個人は協力しなければならず、拒否・妨害してはならない。 監督検査、事件調査を行う法執行人員は2名以上とし、積極的に法執行証明書や関連する法的文書を提示しなければならず、輸出管理法第二十八条に規定する措置を講じることができる；2名未満または法執行証明書や関連する法的文書を提示しない場合、検査・調査を受ける組織と個人は拒否する権利を有する。</p>

中華人民共和国両用品目輸出管理条例公布版、意見募集稿比較表(仮訳)

<p>第四十三条 両用品目の輸出活動を監督検査する、または両用品目輸出管理の法律法規に違反する疑いのある行為を調査するため、国務院の商務主管部門は関係部門と共同で、両用品目の鑑定業務を実施する専門機構を決定する。必要に応じて国務院の商務主管部門はその他の専門機構、専門家に両用品目の鑑定業務の実施を委託することができる。 委託を受けて両用品目の鑑定業務の実施する機構または個人は科学技術または専門知識を運用し、関連する技術規則と基準に照らして、検証、検査等の方式を通じて鑑定を行い、定められた期限までに鑑定意見を作成しなければならない、また鑑定活動で知り得た国家秘密と商業秘密を守らなければならない。</p>	<p>第三十三条 国務院の商務主管部門は職権により、または海関(税関)の提起した鑑定を行う必要性に基づいて、関連する両用品目の鑑定を計画・実施し、関連する専門機構または関連分野の専門家に鑑定意見の提供を委託することができる。</p>
<p>第四十四条 両用品目の輸出管理を強化し、両用品目輸出の違法リスクを予防するため、国務院の商務主管部門は輸出管理法第三十条の規定に従って関連組織と個人に対して監督管理談話、警告書の発行等の措置を講じることができる。</p>	<p>第三十四条 国務院の商務主管部門は職権により、または関係方面の提案、通報に基づいて、関連組織や個人に両用品目輸出の違法リスクがあることを発見した場合、監督管理談話、警告書の発行等の措置を講じることができる。</p>
	<p>第三十五条 輸出者は、その輸出活動に本条例第十四条第三項、第十八条第四項、第二十五条に規定する状況があることを発見した、または国務院の商務主管部門の通知を受け取った場合、速やかに関連する状況を国務院の商務主管部門に報告し、要求に基づいて損害を除去または軽減する措置を講じ、かつ調査・処理に協力しなければならない。</p>
<p>第三十六条 いかなる組織や個人も輸出者が両用品目の輸出管理違法行為に従事するために代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォームや金融等のサービスを提供してはならない。 代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォームや金融等のサービスに従事する組織と個人は、輸出者が輸出管理違法行為に従事しているのを発見した際、速やかにサービス提供を停止し、かつ国務院の商務主管部門に報告しなければならない。</p>	<p>第三十六条 いかなる組織や個人も両用品目の輸出管理違法行為に代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォームや金融等のサービスを提供してはならない。代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォームや金融等のサービスを提供する事業者が両用品目の輸出管理違法行為の疑いがあることを発見した場合、速やかに国務院の商務主管部門に報告しなければならない、国務院の商務主管部門は速やかに確認、処理しなければならない。</p>
<p>第十条 国務院の商務主管部門は平等互惠の原則に照らして、申請に基づいてその他の国や地域の政府に対して《エンドユーザーと最終用途説明》を発行し、管理を実施する。申請者は《エンドユーザーと最終用途説明》申請時に行った誓約を厳格に守らなければならない。 《エンドユーザーと最終用途説明》管理弁法は国務院の商務主管部門が別途規定する。</p>	<p>第三十七条 国務院の商務主管部門は国内の輸入業者とエンドユーザーの申請に基づいて、その他の国や地域の政府に対してエンドユーザーと最終用途説明書を発行し、かつ関連事項を管理することができる。 国内の輸入業者とエンドユーザーはエンドユーザーと最終用途説明書を申請する際、国務院の商務主管部門の要求に従って関連資料をありのままに提出し、説明書取得時に行った誓約を厳格に履行し、かつ国務院商務主管部門の監督検査を受けなければならない。</p>
<p>第四十五条(第二項) 国務院商務主管部門の同意を得ずに、中国公民、法人、その他の組織は外国政府の実施する輸出管理の現場訪問または審査を受けることを承諾したり、または受けてはならない。</p>	<p>第三十八条 中華人民共和国の公民、法人、非法人組織は外国政府の提起する輸出管理に関わる訪問、現場調査等の要求を受けた場合、速やかに国務院の商務主管部門に報告しなければならない。国務院の商務主管部門の同意を得ずに、外国政府による関連する訪問、現場審査等を受けるまたは受けることを承諾してはならない。</p>
<p>第五章 法的責任</p>	

中華人民共和国両用品目輸出管理条例公布版、意見募集稿比較表(仮訳)

<p>第四十六条(第一項) 輸出者が許可を得ずに無断で両用品目を輸出した、輸出許可証で定めた許可範囲を超えて両用品目を輸出した、輸出を禁止する両用品目を輸出した場合、國務院の商務主管部門は輸出管理法第三十四条に従って処罰する。</p>	<p>第三十九条 輸出者に以下のいずれかの行為があった場合、輸出管理法第三十四条の規定に基づいて処罰する： (一) 許可を得ずに両用品目を無断で輸出した； (二) 輸出許可証に明記した範囲、条件や有効期間を超えて両用品目を輸出した； (三) 輸出を禁止する両用品目を輸出した； (四) 改造、分解して部品やアセンブリにする等の方式で両用品目の輸出許可を回避した； (五) 本条例第十八条に規定する状況において、規定に違反して許可証を使用して輸出した。</p>
<p>第五十条 輸出者が本条例第二十七条、第二十八条、第三十条に定める報告義務を履行しなかった場合、國務院の商務主管部門は是正するよう命じ、警告を与える；状況が深刻な場合、十万人民币以上三十万人民币以下の罰金を併科する。 両用品目の輸出者に代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォームや金融等のサービスを提供し、本条例第三十六条に定める報告義務を履行しなかった場合、國務院の商務主管部門は是正するよう命じ、警告を与える；状況が深刻な場合、十万人民币以上三十万人民币以下の罰金を併科する。</p>	<p>第四十条 輸出者が本条例の規定に違反し、報告義務を履行しなかった場合、警告を与え、是正するよう命じる；状況が深刻な場合、違法所得を没収し、違法売上高が50万人民币以上の場合、違法売上高の5倍以上10倍以下の罰金を併科する。違法売上高がない、または違法売上高が50万人民币に満たない場合、50万人民币以上300万人民币以下の罰金を併科する。 代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォームや金融等のサービスを提供する事業者が、本条例第三十六条の規定に違反し、報告義務を履行しなかった場合、警告を与え、是正するよう命じ、10万人民币以下の罰金を科すことができる；状況が深刻な場合、10万人民币以上50万人民币以下の罰金を併科する。</p>
	<p>第四十一条 輸出者、輸入業者、エンドユーザーに輸出管理法や本条例の規定を回避して違法行為を実施するよう教唆、幫助した場合、警告を与え、違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収し、違法所得が10万人民币以上の場合、違法所得の3倍以上5倍以下の罰金を併科する；違法所得がない、または違法所得が10万人民币に満たない場合、10万人民币以上50万人民币以下の罰金を併科する。</p>
	<p>第四十二条 国内の輸入業者とエンドユーザーが國務院の商務主管部門に行った誓約に違反した場合、警告を与え、是正するよう命じ、違法所得を没収し、違法売上高が50万人民币以上の場合、違法売上高の3倍以上5倍以下の罰金を併科する；違法売上高がない、または違法売上高が50万人民币に満たない場合、50万人民币以上300万人民币以下の罰金を併科する。國務院の商務主管部門は処罰決定が発行した日から5年間はそれが提出したエンドユーザーと最終用途説明文書の申請手続を受理しなくて良い。</p>
	<p>第四十三条 本条例の規定に違反し、外国政府の提起した輸出管理に関わる訪問、現場調査等の要求を無断で受けた、または受けることを承諾した場合、警告を与え、50万人民币以下の罰金を併科する；状況の深刻な場合、50万人民币以上300万人民币以下の罰金を併科する；状況が特に深刻な場合、業務を停止して問題を是正するよう命じる。</p>
	<p>第四十四条 助言的意見、鑑定意見を提供する専門家、専門機関が職業道徳や本条例の規定に違反した場合、通報批評を与え、指定した期日までに改善するよう命じる；状況の深刻な場合、その諮問、鑑定の資格を取り消し、法に従って相応の法的責任を追及する。</p>
<p>第五十六条 本条例に定める両用品目の輸出管理違法行為は、國務院の商務主管部門が処罰する；法律・行政法規で海関(税関)が処罰すると規定している場合、海関(税関)が輸出管理法と本条例に従って処罰する。</p>	<p>第四十五条 本条例で規定する両用品目の輸出管理違法行為は、國務院の商務主管部門が処罰する；法律・行政法規で海関(税関)が処罰すると規定している場合、海関(税関)が輸出管理法と本条例に従って処罰する。</p>

中華人民共和国両用品目輸出管理条例公布版、意見募集稿比較表(仮訳)

<p>第五十七条 輸出管理法と本条例の両用品目の輸出規制・管理に関わる規定に違反し、国の安全と利益を脅かした場合、輸出管理法と本条例の規定に従って処罰するほか、さらに関連する法律・行政法規の規定に従って処理と処罰を行わなければならない。 輸出管理法と本条例の規定に違反し、国が輸出を禁止する両用品目を輸出した、または許可を得ずに両用品目を輸出して、犯罪を構成した場合、法に従って刑事責任を追及する。</p>	<p>第四十六条 輸出管理法と本条例の両用品目の規定に違反し、国の安全と利益を脅かした場合、輸出管理法と本条例の規定に従って処罰するほか、さらに関連する法律、行政法規、部門規則の規定に従って処理と処罰を行わなければならない。 輸出管理法と本条例の規定に違反し、犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追及する。</p>
<p>第六章 附則</p>	
<p>第五十九条 両用品目における監督規制化学品の輸出は、《中華人民共和国監督規制化学品管理条例》の規定に従って実施する;規定がない場合、本条例の規定を参照して実施する。 輸出管理法第二条に定めるその他の国の安全と利益の擁護、拡散防止等の国際義務の履行に関わる貨物、技術、サービス等の品目の輸出管理は本条例を適用し、両用品目を参照して管理を行い、かつ両用品目輸出管理リストに加える;法律・行政法規で別途規定がある場合は、その規定に従う。</p>	<p>第四十七条 輸出管理法第二条に規定する国の安全と利益の擁護、拡散防止等の国際義務の履行に関わるその他の貨物、技術、サービス等の品目の輸出管理は、本条例を適用する。 両用品目における監督規制化学品の輸出管理は、《中華人民共和国監督規制化学品管理条例》の規定を適用する;《中華人民共和国監督規制化学品管理条例》で規定されていない事項は、國務院の工業情報化主管部門が輸出管理法と本条例に基づいて執行する。 《中華人民共和国ミサイル及び関連品目と技術輸出管理条例》付属の《ミサイル及び関連品目と技術輸出管理リスト》第一部分に掲載されている品目と技術の輸出は、軍用品輸出管理リストに加え、《中華人民共和国軍用品輸出管理条例》とその他の関連規定に基づいて処理する。</p>
<p>第五十八条 両用品目の国境通過、中継輸送、通し運送、再輸出または海関(税関)特殊監督管理区域や保税監督管理場所から国外への輸出は、輸出管理法と本条例の関連規定に従って実行する。</p>	<p>第四十八条 両用品目の国境通過、中継輸送、通し運送、再輸出または海関(税関)特殊監督管理区域や保税監督管理場所から国外への輸出は、輸出管理法と本条例の関連規定に従って執行する。具体的方法は國務院の商務主管部門が海関(税関)総署と共同で策定する。 中華人民共和国の国内において、両用品目が海関(税関)特殊監督管理区域と保税監督管理場所の間で出入する、または海関(税関)特殊監督管理区域と保税監督管理場所の外から海関(税関)特殊監督管理区域と保税監督管理場所に入る場合、輸出許可証の手続きは必要なく、海関(税関)が監督管理を行う。</p>
	<p>第四十九条 国外の組織や個人が中華人民共和国の国外で特定の仕向国や地域、特定の組織・個人に以下の貨物、技術やサービスを移転・提供する場合、國務院の商務主管部門は関係する事業者に本条例の関連規定を参照して実行するよう要求することができる: (一)中華人民共和国を原産とする特定の両用品目を含有、統合または混合して国外で製造された両用品目; (二)中華人民共和国を原産とする特定の技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目; (三)中華人民共和国を原産とする特定の両用品目。</p>
<p>第六十条 本条例は 年 月 日より施行し、《中華人民共和国核両用品及び関連技術輸出管理条例》、《中華人民共和国ミサイル及び関連品目と技術輸出管理条例》、《中華人民共和国生物両用品及び関連設備と技術輸出管理条例》と《特定化学品及び関連設備・技術輸出規制弁法》は同時に廃止する。</p>	<p>第五十条 本条例は2024年12月1日より施行する。《中華人民共和国核両用品及び関連技術輸出管理条例》、《中華人民共和国ミサイル及び関連品目と技術輸出管理条例》、《中華人民共和国生物両用品及び関連設備と技術輸出管理条例》と《特定化学品及び関連設備・技術輸出規制弁法》は同時に廃止する。</p>

公布版では反映されなかったとみられる意見募集稿の条文

中華人民共和國両用品目輸出管理条例公布版、意見募集稿比較表(仮訳)

<p>第四条 国は統一的な両用品目輸出管理制度を実行し、管理リストの策定、輸出許可の実施等の方式で管理を行い、また法により監督検査を実施する。</p>
<p>第二十七条 両用品目輸出管理リストに掲載されている両用品目または臨時管理両用品目以外の貨物・技術とサービスの輸出において、輸出者は関連する貨物・技術とサービスの輸出に以下のリスクが存在するおそれのあることを知っている、あるいは知っていたはずである、または国務院の商務主管部門の通知を受けていた場合、積極的に輸出を中止する措置を講じなければならない、それでも輸出する必要がある場合、国務院の商務主管部門に許可を申請しなければならない： (一)国の安全と利益を脅かす； (二)大量破壊兵器とその運搬手段の設計・開発・生産または使用に用いられる； (三)テロ目的に使用される。 輸出者は輸出完了後三年以内に、輸出した貨物・技術またはサービスに第一項に規定するリスクが存在することを発見した場合、速やかに国務院の商務主管部門に報告しなければならない。</p>
<p>第四十二条(第一項) 国務院の商務主管部門は法に基づいて両用品目の輸出規制管理の職責を履行し、国務院の公共安全、国の安全、海関(税関)、交通運輸、金融管理、市場監督管理、郵政管理等の監督管理の職責を負う部門、および地方の人民政府とその関係部門は、各自の職責の範囲内で協力しなければならない。</p>
<p>第四十五条(第一項) 中華人民共和國国内の組織や個人が国外に両用品目の輸出管理に関わる情報を提供する際には、法に従って行わなければならない；国の安全と利益を脅かすおそれのある場合、提供してはならない。</p>
<p>第四十六条(第二、三項) 輸出者の実際の輸出状況が許可証申請免除の登記の際の情報と一致しなかった場合、許可を得ずに無断で輸出したと見なし、輸出管理法第三十四条に従って処罰する。 許可証を取得した後、輸出を完了する前に、輸出者がその輸出に本条例第三十条第二項の状況が存在することを知っていた、または知っていたはずであるが、依然として許可証を使用して輸出した場合、許可証で定める許可範囲を超えて輸出したと見なし、輸出管理法第三十四条に従って処罰しなければならない。</p>
<p>第四十七条 詐欺、賄賂等の不正な手段で両用品目輸出許可証を取得した、または両用品目輸出許可証を不法に譲渡した、または両用品目輸出許可証を偽造・変造・売買した場合、国務院の商務主管部門は輸出管理法第三十五条に従って処罰する。</p>
<p>第四十八条 輸出者が両用品目輸出管理の違法行為に従事していると知りながら、依然としてこれに代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォームや金融等のサービスを提供した場合、国務院の商務主管部門は輸出管理法第三十六条に従って処罰する。</p>
<p>第四十九条 輸出者が本条例の規定に違反し、管理リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーと取引を行った場合、国務院の主管部門は輸出管理法第三十七条に従って処罰する。</p>

中華人民共和國兩用品目輸出管理條例公布版、意見募集稿比較表（仮訳）

第五十一條

《エンドユーザーと最終用途説明》の申請者が國務院の商務主管部門に行った誓約に違反した、またはその他の《エンドユーザーと最終用途説明》管理規定に違反する行為があった場合、國務院の商務主管部門は警告を与え、違法な所得を没収し、違法な売上高が二十万人民元以上の場合、違法な売上高の五倍以上十倍以下の罰金を併科する；違法な売上高がない、または違法な売上高が二十万人民元に満たない場合、二十万人民元以上には二百万人民元以下の罰金を併科する。

第五十二條

輸出者および兩用品目の代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォームや金融等のサービスに従事する関連組織や個人に、以下のいずれかの状況があった場合、処罰を軽くする、または減輕しなければならない：

- （一）違法行為による有害な結果を積極的に除去または輕減した場合；
 - （二）他人から強要または騙されて違法行為を行った場合；
 - （三）國務院の商務主管部門が把握していない違法行為を自主的に供述した場合；
 - （四）國務院の商務主管部門の兩用品目輸出管理違法行為の調査に協力し、立功表現があった場合。
- 輸出者および兩用品目の代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォームや金融等のサービスに従事する関連組織や個人が、輸出管理内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運行状況が良好で、これによって違法行為による有害な結果がさらに拡大しなかった場合、國務院の商務主管部門は情状を酌量し、これに対して処罰を軽くすることができる。

第五十三條

本條例の規定に違反して処罰を受けた輸出者について、処罰決定が発効した日から、國務院の商務主管部門は五年間それが提出した輸出許可申請を受理しなくてもよい；その直接責任を負う主管者またはその他の直接責任者に対して、五年間、関連する輸出活動に従事することを禁止することができ、輸出管理違法行為によって刑事罰を受けた場合、終身で関連する輸出活動に従事してはならない。

第五十四條

輸出者の輸出管理法と本條例の規定に違反する行為は、國務院の商務主管部門が法に従って関連する信用記録に加える。

第五十五條

國務院の商務主管部門が輸出管理法と本條例の規定に従って兩用品目の輸出管理違法行為を処罰する際、認定された違法所得とは兩用品目の輸出管理違法行為によって得たすべての実際の収入を指す；違法売上高とは違法に輸出した兩用品目の金額、または違法輸出行為に提供した関連サービスの金額を指す。